

最終更新日:2010年3月29日

オブテックス株式会社

代表取締役社長 小林 徹

問合せ先:執行役員管理本部長 東 晃 TEL:077-579-8000

証券コード:6914

<http://www.optex.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、株主・投資家をはじめ、顧客、社会から信頼される企業であることが、競争力を高め、継続的に企業価値を向上させることにつながるものであると認識しております。従って当社グループでは、最大の使命である企業価値向上のために、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置づけ、経営の透明性向上と、公正かつ迅速な意思決定を伴う経営システムの維持及び経営監視機能の強化を目指しております。

なお、当社では従来より監査役による監査を行っており、過去の実績を勘案した結果、経営に関する意思決定及び業務執行について有効な監視及び監査がなされているとの判断から、監査役設置会社の体制を継続採用することとしております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
小林 徹	1,715,275	10.09
有本 達也	1,419,425	8.35
栗田 克俊	773,565	4.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	587,500	3.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	431,700	2.54
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニパス アカウント	348,028	2.04
日興シティ信託銀行株式会社(投信口)	322,400	1.89
竹田 和平	280,000	1.64
株式会社三菱東京UFJ銀行	278,525	1.63
廣岡 泰	273,650	1.61

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	電気機器
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

子会社であるオブテックス・エフイー株式会社は、株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニューマーケット「ヘラクレス」に上場しております。当社は、当該子会社の経営の独立性を確保しつつ、当該子会社の株主として、株主総会に諮られる議案に対する議決権行使の方針を、取締役会において審議・決定した上で、取締役会が指名した者が当該子会社の株主総会に出席し、その議決権を行使しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
桑野 幸徳	他の会社出身者				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
桑野 幸徳	同氏は平成6年3月～平成12年10月まで当社社外監査役でありました。	当社と特別な利害関係がないことから、独立した立場から大手電機メーカーにおける代表取締役の職務経験に基づく、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見からの的確な助言をいただくことで、当社の経営体制を更に強化するため。

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

社外取締役の桑野幸徳氏は、直前事業年度に19回開催した取締役会及び12回開催した経営会議（執行役員会）の全てに出席しております。その他中長期的な事業戦略や新規事業の戦略を審議する会議に出席しており、これらの会議において同氏は、当社グループの事業環境の変化や技術動向などに関して助言を行うなど、大局的な観点からの発言や経営上の具体的な留意点の指摘等を行っております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

#### 監査役と会計監査人の連携状況 更新

当社の会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。当該会計監査人とは、定期的に監査報告会を開催し、会計監査人より監査結果の報告を受けるとともに、重要な会計に関する検討課題については随時意見交換し、検討を行っております。なお、直前事業年度(第31期 平成21年1月1日～平成21年12月31日)における会計監査人に対する監査報酬は以下のとおりです。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬額 34百万円  
上記以外の業務に基づく報酬額 —

#### 監査役と内部監査部門の連携状況 更新

当社は、内部監査部門として代表取締役社長直轄のグループ経営監査室(5名)を設置しており、内部監査規定及び年次の内部監査計画に基づき、各部門及び子会社の業務執行について必要な内部監査を実施しております。監査結果については、原則毎月1回代表取締役社長に報告するとともに、監査役会(監査役)に対しても定期的に内部監査の状況を報告し、監査に関する重要な事項については適宜協議するなど、各々監査主体と

しての独立性を維持しつつも、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高める努力を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
八幡 知行	公認会計士				○					
山田 章	他の会社の出身者									

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
八幡 知行	同氏は、公認会計士事務所の所長であり、また、当社子会社の社外監査役を兼任しております。	当社と特別な利害関係がないことから、独立した立場から公認会計士として、豊富な知識と情報をもとに、特に経理・財務面での監査を効率的かつ効果的に実施するため。
山田 章	——	当社と特別な利害関係がないことから、独立した立場から幅広い見識と他社での取締役及び監査役としての豊富な知識及び経験に基づき、その職務を適切に遂行することができるかと判断したため。

#### その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

八幡知行氏は、直前事業年度の監査役会14回の全てに出席し、また、取締役会19回のうち18回に出席しております。その他、会計監査人との情報交換・連携を行うことで、経理・財務面の監査を行い、公認会計士としての専門的見地から会議での助言等を行っております。更に、同年度に2回開催したグループ監査役会には全て出席し、子会社の会計管理に関しても助言等を行っております。

山田章氏は、直前事業年度の監査役会14回の全てに出席し、また、取締役会19回の全てに出席し、業務上の豊富な経験に基づき、議案審議のために有効な発言を行っております。更に、グループ監査役会に出席し、グループの経営状況等を監査しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、平成19年1月17日開催の取締役会において、当社取締役に対して業績連動報酬を導入することを決議しております。当該業績連動報酬は、当該事業年度の「連結経常利益増減率」、「連結売上高計画達成率」および「連結当期純利益額」から一定の計算式に基づき支給総額を算出（支給総額の上限は「連結当期純利益の4%まで」とし、かつ1億円を超えない額）し、各取締役の年俸額（固定部分）比例により配分いたします。ストックオプションの個人別支給配分に関しては、それぞれの責任の度合いに応じて支給するとの考えのもと、個別報酬額（年俸額）の比率等を勘案し、取締役会において相互協議の上、決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------------

#### 該当項目に関する補足説明

各役員及び従業員が、株主との利害を一致させ、株主利益の極大化を目指すために実施しております。特に従業員に関しては、経営方針策定に実質的な責任を有する階層に対して、その職位等に応じた支給配分としております。

### 【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書（事業報告）
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

直前事業年度(第31期 平成21年1月1日～平成21年12月31日)における取締役に対する報酬は以下のとおりです。

取締役4名 : 82,168千円 (うち社外取締役1名 7,450千円)

- (注) 1. 平成19年3月24日開催の第28回定時株主総会において、取締役への報酬額を年額1億8,000万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は除く)と決議しております。  
 2. 支給額には、当事業年度に役員退職慰労引当金として費用処理した2,088千円(うち社外取締役1名240千円)を含めております。  
 3. 金銭以外の報酬としてストックオプション制度があります。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する専従のスタッフは配置しておりませんが、必要に応じて管理本部、グループ経営監査室等の関係部署が対応しております。なお、取締役会等重要会議の開催に際しては、事前に資料を配布し、必要に応じて事前説明を行う体制を採っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 **更新**

当社は、企業規模や過去の実績から監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社の形態を採用しております。また、当社と特別な利害関係を有しない社外取締役1名を設置することにより、独立した立場からの監督や助言を受けつつ経営判断の迅速性と透明性を確保しております。また、経営監視機能の実効性向上を図っており、これらの体制をとることにより、経営の機動性や効率性を維持しつつ、統制機能を確保することができるものと考えております。

### 1. 取締役会

取締役会は、取締役4名で構成され、原則毎月1回以上開催し、コーポレート・ガバナンスを含めた経営に関する重要事項の決定並びに業務執行状況の監視・監督を行っております。また、当社と特別な利害関係を有しない社外取締役1名を置くことにより、独立した立場からの監督や助言を受けつつ経営判断の迅速性と透明性を確保しております。なお、取締役会には監査役3名が出席し、取締役の業務執行について、適法性・妥当性を監査しております。

### 2. 監査役会

監査役会は、独立性の高い社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、うち1名は、財務・会計に関する知見を十分に有する者を選任するなど、監査役の機能強化を図っております。

各監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき、監査に関する重要な事項等の報告・協議・決議を行っております。また、取締役会、経営会議(執行役員会)等の重要会議に出席するほか、重要な決議書類の閲覧、業務及び財産の状況調査により、厳正な監査を実施しております。更に、グループ全体の監査状況を把握し課題を検討するために、原則年2回、海外を含めた全ての子会社の監査役もしくは監査担当役員によるグループ監査役会を開催しております。

### 3. 会計監査

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人について有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。当該監査人は監査役会及びグループ経営監査室と緊密な連携を保ち、定期的に監査報告会を開催し、会計監査人より監査結果の報告を受けるとともに、重要な会計に関する検討課題については随時意見交換し、検討するなど、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高める努力を行っております。

なお、直前事業年度(第31期 平成21年1月1日～平成21年12月31日)において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりです。

指定社員 業務執行社員 石田 昭  
 指定社員 業務執行社員 関口 浩一  
 監査業務に係る補助者の構成 公認会計士 2名 会計士補等 21名

### 4. 経営会議(執行役員会)

経営会議(執行役員会)は、取締役、監査役及び執行役員等で構成され、原則毎月1回開催し、経営及び業務執行に関する重要事項の審議を行うほか、業務執行状況の報告を行っております。

### 5. コンプライアンス推進委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を取締役会の直轄組織として設置し、原則2か月に1回、遵法精神の醸成及び企業倫理に基づく企業活動の徹底を図るための重要方針の審議・推進を行っております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は招集通知の早期発送に努めております。直近の定時株主総会(2010年3月27日開催の第31回定時株主総会)においては、開催日の22日前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算のため、毎年3月下旬に株主総会しております。当社は、より多くの株主の皆様へ株主総会へご出席いただけるよう、毎年土曜日に株主総会を開催しております。
その他	自社ホームページ( <a href="http://www.optex.co.jp/">http://www.optex.co.jp/</a> )に招集通知の全文を掲載するほか、三菱UFJ信託銀行の株主総会情報掲載ウェブサイトにも招集通知の全文を掲載しております。毎年、株主総会終了後に株主懇親会を開催し、代表取締役社長から今後の方針等の説明を行うとともに、当社役員、執行役員との懇親会を行っております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象とする代表取締役社長による会社説明会を適宜実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び中間決算発表後、東京・大阪各2回、アナリスト・機関投資家を対象とする代表取締役社長による決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家を対象とする代表取締役社長による会社説明会等を適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「株主・投資家の皆様へ」において、決算短信・有価証券報告書・決算説明会資料・株主総会招集通知・株主通信・適時開示資料等を掲載しております。( <a href="http://www.optex.co.jp/">http://www.optex.co.jp/</a> )	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部経営企画課内に広報・IR担当を設置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「オプテックスグループ行動規範」において、顧客、取引先、株主・投資家、地域社会など全てのステークホルダーからの信頼を獲得しつつ、継続的に企業価値を向上させることの重要性を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、独自の環境方針を掲げ、開発設計段階から環境調和型の製品づくりを目指しております。また、環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の認証を取得しております。「地域社会への貢献」として、全国の小・中・高校並びに障害児教育諸学校等の団体を対象に「びわ湖環境体験学習」を開催しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「オプテックスグループ行動規範」において、全てのステークホルダーに対して、法制度に基づく情報開示だけでなく、経営理念・経営方針・事業活動・社会貢献活動等の社会とのかかわりに関する情報においても積極的、かつ的確に発信し説明責任を果たす旨を定めております。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 更新 1. 基本的な考え方

当社グループは、株主・投資家をはじめ、顧客、社会からの信頼を獲得しつつ、継続的に企業価値を向上させることが最大の使命と認識しております。当社グループの全役員・全従業員は、これらを実践するために、適切な組織、規定、ルールの制定、モニタリングを行う体制として、内部統制システムを整備・維持し、これを常に見直しつつ改善を行い、適法かつ効率的な業務の執行体制の確立を図ります。

### 2. 整備状況

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則等の規定に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制整備について、以下のとおり決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - a. 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
    - b. 監査役は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
    - c. 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンスに関する委員会を設置し、遵法精神に基づく企業行動並びに社員行動の徹底を図るための重要事項を審議し、推進する。また、行動規範を制定し、周知徹底することにより当社グループ全従業員へのコンプライアンスに対する意識の維持向上に努める。
    - d. 内部監査部門として代表取締役社長直轄のグループ経営監査室を設置し、内部監査規定及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は、定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査役会に対しても内部監査の状況を報告する。
    - e. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。
  - (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、文書管理規定その他の社内規定の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧または謄写できるものとする。
  - (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - a. 当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、当該リスク管理の実効性を確保するために委員会を設置しその体制を整備する。
    - b. 事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について必要な措置を講じる。
  - (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - a. 経営の意思決定・監督と業務執行を分離することにより、経営の効率化と責任の明確化を図る。
    - b. 意思決定の迅速化のため、業務分掌規定及び職務権限規定等社内規定を整備し、権限、責任を明確にするとともに、重要事項については、経営会議での審議を踏まえて取締役会の意思決定に資するものとする。
  - (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
    - a. 当社グループ企業全てに適用する行動指針として行動規範を定め、グループ企業全体において遵法経営を実践する。
    - b. グループ企業を統轄する部署を定め、グループ企業各社の業務を所管する事業部門と連携し、子会社統治規定など関連規定に基づき、グループ企業各社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
  - (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
  - (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査役会に報告する。また、これに係らず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
  - (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
    - a. 監査役及び監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。
    - b. 当社グループ企業全ての監査役もしくは監査担当役員は、グループ企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的にグループ監査役会を開催し、意見交換を行う。
    - c. 内部監査部門は、監査役との情報交換を含め連携を密にする。
  - (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。
- ### 3. リスク管理体制の整備状況
- 当社グループは、経営環境が大きく変化する中で、継続的に企業価値を最大化するために、当社グループを取り巻く様々なリスクに適切に対応することが重要であると認識しております。当社では平成15年度よりリスク管理特別委員会を設置し、事業運営に重大な影響を与える可能性のあるリスク事項の把握及び対策の検討と実施促進を行っております。また、従業員からの相談等に対応するため「相談窓口担当者」を設置し、職制ラインから切り離して相談ができる体制を構築するとともに、直接、顧問弁護士に対して匿名により相談・告発が可能なしくみを構築しております。更に、「個人情報保護方針」を定め、「個人情報取扱規程」を制定し、個人情報の保護や管理の改善に取り組んでおります。
- ### 4. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 当社グループは、上記内部統制基本方針に基づき、反社会的勢力の排除に向けて反社会的行為・団体等との関係を遮断し、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨む方針であります。また、当社グループの行動指針である「オプテックスグループ行動規範」に反社会的勢力に対する行動基準を明示し、役職員に対し、確固たる倫理観に基づいて行動するよう周知徹底しております。更に、地域警察を交えた他企業との意見交換や研修活動に参加し、反社会的勢力排除に向けた対応を行っております。

## **V**その他

### 1. 買収防衛に関する事項

当社グループでは、株主の利益を第一と考え、株主の共同利益を損ねるおそれのある買収防衛策の導入には慎重であらねばならないと考えております。ただし、企業の存続を脅かしかねない敵対的買収行為に対しては毅然として臨む方針であります。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

